

参 考 资 料

# 1 水質汚濁に係る環境基準について（抜粋）

（環境庁告示第59号）  
昭和46年12月28日

## （内 容）

公害対策基本法第9条の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、および生活環境（同法第2条第2項で規定するものをいう。以下同じ。）を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）を次のように定める。

### 第一、環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関しそれぞれ次のとおりとする。

#### 1. 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

#### 2. 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表2の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当するものとして(2)により指定する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(2) 各公共用水域が該当する水域類型の指定は、環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）の別表に掲げる公共用水域については別途環境庁長官が閣議の了解を得て行ない、その他の公共用水域については同政令の定めるところにより都道府県知事が行なうものとする。

別表 1 人の健康に係る環境基準

項目	シアン	アルキル水銀	有機磷	カドミウム	鉛	クロム (6価)	ヒ素	総水銀	PCB
基準値	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	0.01 ppm 以下	0.1 ppm 以下	0.05 ppm 以下	0.05 ppm 以下	0.0005 ppm 以下	検出されないこと

備考

1. 基準値は最高値とする。ただし、総水銀に係る基準値については、年間平均値とする。
2. 有機磷とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
3. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(定量限界：シアン0.1 ppm，アルキル水銀 0.0005 ppm，有機磷 0.1 ppm，PCB 0.0005 ppm)

4. 総水銀に係る基準値は、河川においてその汚染が自然的原因によることが明らかである場合に限り、0.001 ppm 以下とする。

別表 2 生活環境に係る環境基準

1. 河 川

(1) 河川(湖沼を除く。)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (PH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全お よびA以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 ppm 以 下	25 ppm 以 下	7.5 ppm 以 上	50 MPN/100 ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水 浴 およびB以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 ppm 以 下	25 ppm 以 下	7.5 ppm 以 上	1,000 MPN/100 ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 およびC以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 ppm 以 下	25 ppm 以 下	5 ppm 以 上	5,000 MPN/100 ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 およびD以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 ppm 以 下	50 ppm 以 下	2 ppm 以 上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 およびEの欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 ppm 以 下	100 ppm 以 下	2 ppm 以 上	—
E	工業用水 3 級 環 境 保 全	6.0 以上 8.5 以下	10 ppm 以 下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2 ppm 以 上	—
備 考						
1. 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。) 2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 ppm 以上とする (湖沼もこれに準ずる。)。						

- 注： 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道 2 級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐性水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
水産 3 級：コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

## (2) 湖 沼

(天然湖沼および貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖)

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (PH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全お よびA以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 ppm 以 下	1 ppm 以 下	7.5 ppm 以 上	50 MPN/100 ml 以下
A	水道2・3級 水産2級 水 浴 およびB以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 ppm 以 下	5 ppm 以 下	7.5 ppm 以 上	1,000 MPN/100 ml 以下
B	水産3級 工業用水1級 農 業 用 水 およびCの欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 ppm 以 下	15 ppm 以 下	5 ppm 以 上	—
C	工業用水2級 環 境 保 全	6.0 以上 8.5 以下	8 ppm 以 下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2 ppm 以 上	—
<p>備 考</p> <p>水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。</p>						

- 注： 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を伴うもの  
水道 2, 3 級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作、または、前処理等を行う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用  
水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、または、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

2. 海 域

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (PH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサ ン抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 およびB以下の 欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 ppm 以 下	7.5 ppm 以 上	1,000 MPN/100 ml 以下	検出されな いこと
B	水産2級 工業用水 およびCの欄に 掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 ppm 以 下	5 ppm 以 上	—	検出されな いこと
C	環 境 保 全	7.0 以上 8.3 以下	8 ppm 以 下	2 ppm 以 上	—	—
<p>備 考</p> <p>水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100 ml以下とする。</p>						

- 注： 1 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
- 2 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じ  
ない限度



## 2 県内公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の 水域類型指定状況

水 域		範 囲	類 型	達成 期間	告 示 年 月 日
里根川水域	里根川(1)	川原田橋から上流	AA	イ	48年1月25日 (県告示)
	里根川(2)	川原田橋から村山橋まで	A	イ	
	里根川(3)	村山橋から下流河口まで	E	ハ	
	八反川	全 域	A	イ	
	境 川	全 域	A	イ	
	関山川	全 域	E	ハ	
江戸上川 水 域	江戸上川(1)	関南橋から上流	A	イ	48年1月25日 (県告示)
	江戸上川(2)	関南橋から下流河口まで	E	ハ	
大北川水域	大北川(1)	孝々橋から上流	AA	イ	48年1月25日 (県告示)
	大北川(2)	孝々橋から花園川合流点まで	A	イ	
	大北川(3)	花園川合流点から下流河口まで	C	イ	
	宿 川	全 域	AA	イ	
	木皿川	全 域	A	イ	
	花園川(1)	綱木川合流点から上流	AA	イ	
	花園川(2)	綱木川合流点から大北川合流点 まで	B	イ	
	根固屋川	全 域	A	イ	
塩田川水域	塩田川(1)	はい坂堰から上流	C	ロ	48年1月25日 (県告示)
	塩田川(2)	はい坂堰から下流河口まで	D	ロ	
関根川水域	関根川(1)	関根前川合流点より上流	A	イ	47年7月6日 (県告示)
	関根川(2)	関根前川合流点より下流羽田橋 まで	B	イ	
	関根川(3)	羽田橋より下流河口まで	D	イ	
	関根前川(1)	前川橋より上流	AA	イ	
	関根前川(2)	前川橋より下流関根川合流点まで	C	イ	
	猪田川	全 域	C	イ	
	玉 川	全 域	D	イ	
	谷地川	全 域	E	ハ	

水 域		範 囲	類 型	達 成 期 間	告 示 年 月 日
花貫川水域	花貫川(1)	花貫ダムから上流	AA	イ	48年1月25日 (県告示)
	花貫川(2)	花貫ダムから新花貫橋まで	A	イ	
	花貫川(3)	新花貫橋から花貫橋まで	C	イ	
	花貫川(4)	花貫橋から下流河口まで	E	ハ	
十王川水域	十王川(1)	道保内堰から上流	A	イ	48年1月25日 (県告示)
	十王川(2)	道保内堰から川尻堰まで	B	イ	
	十王川(3)	川尻堰から下流河口まで	C	ロ	
宮田川水域	宮田川	全 域	B	ハ	48年1月25日 (県告示)
	陰作川	全 域	A	イ	
	数沢川(1)	上水道取水点から上流	A	イ	
	数沢川(2)	上水道取水点から宮田川合流点 まで	C	ロ	
新川水域	新 川	全 域	C	イ	48年5月31日 (県告示)
久慈川水域	久慈川	全 域	A	イ	50年4月10日 (県告示)
	八溝川	全 域	A	イ	
	押川	全 域	A	イ	
	滝川	全 域	B	イ	
	玉川	全 域	C	ロ	
	浅川	全 域	B	イ	
	山田川	全 域	A	イ	
	里川	全 域	B	イ	
茂宮川	全 域	C	ハ		
那珂川水域	那珂川(2)	湯川合流点より早戸川合流点 まで	A	イ	48年3月31日 (環境庁告示)
	那珂川(3)	早戸川合流点より下流	A	ロ	
	藤井川	全 域	A	イ	50年4月10日 (県告示)
	塩子川	全 域	AA	イ	
	緒川	全 域	A	イ	

水 域		範 囲	類 型	達 成 期 間	告 示 年 月 日
濁沼川水域	濁沼川(1)	濁沼合流点より上流	A	ロ	49年3月15日 (県告示)
	濁沼川(2)	濁沼より下流	B	イ	
	濁 沼	全 域	湖沼B	ロ	
	濁沼前川	全 域	B	ロ	
	寛政川	全 域	A	ロ	
	大谷川 石川川	全 域	C A	ロ ロ	
中丸川水域	中丸川	全 域	D	ハ	48年5月31日 (県告示)
	大川	全 域	D	ハ	
	本郷川	全 域	D	イ	
早戸川水域	大井川	全 域	B	イ	48年5月31日 (県告示)
	早戸川(1)	田彦水門から上流	B	イ	
	早戸川(2)	田彦水門から那珂川合流点まで	D	イ	
霞ヶ浦水域	霞ヶ浦	全 域	湖沼A	ハ	47年11月6日 (環境庁告示)  48年9月3日 (県告示)
	清明川	全 域	A	ハ	
	花室川	全 域	A	ハ	
	桜川	全 域	A	ロ	
	新川	全 域	A	ハ	
	備前川	全 域	A	ハ	
	境川	全 域	A	ハ	
	菱木川	全 域	A	ハ	
	恋瀬川	全 域	A	ハ	
	山王川	全 域	A	ハ	
	園部川	全 域	A	ハ	
	梶無川	全 域	A	ハ	
	新利根川	全 域	A	ロ	
	小野川	全 域	A	ロ	
一ノ瀬川	全 域	A	ハ		

水 域		範 囲	類 型	達 成 期 間	告 示 年 月 日
北 浦 水 域	北 浦	全 域	湖沼A	ハ	47年11月6日 (環境庁告示)  49年3月15日 (県告示)
	銚田川	全 域	A	ハ	
	巴川	全 域	A	ハ	
	武田川	全 域	A	ロ	
	山田川	全 域	A	ロ	
	葦川	全 域	A	ハ	
	雁通川	全 域	A	ハ	
	流川	全 域	A	ハ	
大洋川	全 域	A	ロ		
常陸利根川 水 域	常陸利根川	全 域	湖沼A	ハ	47年11月6日 (環境庁告示) 49年3月15日 (県告示)
	夜越川 前川	全 域 全 域	A A	ハ ハ	
利根川水域	利根川中流	坂東大橋から江戸川分岐点まで	A	イ	46年5月25日 (閣議決定) 48年8月31日 (環境庁告示)  50年4月10日 (県告示)
	利根川下流	江戸川分岐点より下流	A	イ	
	向堀川	全 域	D	ハ	
	宮戸川	全 域	C	イ	
	大川	全 域	C	ロ	
	鶺鴒川	全 域	B	イ	
	飯沼川	全 域	B	ロ	
	西仁連川	全 域	B	イ	
	東仁連川	全 域	C	ロ	
积水水路 下大野水路	全 域 全 域	E E	ハ ハ		
鬼怒川水域	鬼怒川(2)	大谷川合流点から田川合流点まで	A	イ	48年3月31日 (環境庁告示) 48年5月31日 (県告示)
	鬼怒川(3)	田川合流点より下流	A	ロ	
	田川	県境から鬼怒川合流点まで	B	ハ	

水 域		範 囲	類 型	達 成 期 間	告 示 年 月 日
小貝川水域	小 貝 川	全 域	A	イ	50年4月10日 (県 告 示)
	五 行 川	全 域	A	ロ	
	大 谷 川	全 域	C	ロ	
	糸 繰 川	全 域	C	ロ	
	八間堀川	全 域	C	ロ	
	中 通 川	全 域	B	イ	
	谷 田 川	牛久沼水門より上流	B	ロ	
	谷 田 川	牛久沼水門より下流	A	ロ	
	稻 荷 川	全 域	C	イ	
西 谷 田 川	全 域	B	ロ		
渡良瀬川 水 域	渡良瀬川(4)	新開橋から利根川合流点まで	B	ロ	48年3月31日 (環境庁告示)
常磐地先 水 域		平潟漁港 大津漁港 大津漁港南部 川尻港 会瀬漁港 久慈漁港 日立港 炭鉱排水口地先 花貫川河口地先 泉川河口地先 常磐地先海域	海域B 海域B 海域B 海域B 海域B 海域B 海域B 海域B 海域B 海域B 海域A	ハ イ イ イ イ ハ イ イ ハ イ イ	50年8月20日 (県 告 示)
鹿島灘水域		鹿島港内 高松沖 深芝沖 南海浜沖 港湾北部 港湾南部 鹿島灘海域	海域C 海域C 海域C 海域C 海域B 海域B 海域A	イ イ イ イ イ イ イ	46年5月25日 (閣 議 決 定)

- 注： 1 類型の欄中，湖沼又は海域の表示のないものは河川をあらわす。  
2 達成期間の分類は，次のとおりとする。  
「イ」 ただちに達成  
「ロ」 5年以内で可及的すみやかに達成  
「ハ」 5年を迎える期間で可及的すみやかに達成